

令和2年 第1回

組合議会定例会議案

紀南環境広域施設組合

令和2年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会議案目次

1 定報告第1号	専決処分事項について……………	1
	(1) 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…	2
	(2) 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…	3
1 定議案第1号	紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の制定について……………	8
1 定議案第2号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の制定について……………	14
1 定議案第3号	令和元年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）……………	16
1 定議案第4号	令和2年度紀南環境広域施設組合一般会計予算……………	23

1 定報告第 1 号

専決処分事項について

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年2月18日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

記

- 1 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削る。

第25条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第20条第1項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改め、同条第5項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第6項中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合は、当該扶養親族を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定による期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第20条第1項及び第3項、第21条第2号（同条例第23条第5項及び第25条第7項において準用する場合を含む。）、第23条第1項及び第2項並びに第25条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年9月27日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「死亡した日現在」の次に「。次項において同じ。」を加え、「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300

25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300

60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500			

95		295,200	343,100	381,900		
96		295,600	343,500	382,300		
97		295,800	343,700	382,600		
98		296,100	344,100	383,100		
99		296,500	344,500	383,500		
100		296,900	344,800	383,900		
101		297,100	345,100	384,200		
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				

第2条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第10条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第10条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第10条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

令和元年12月20日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

1 定議案第 1 号

紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため制定するものである。

紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員（第4条—第16条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員（第17条—第29条）

第4章 雑則（第30条—第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

（給料及び報酬）

第3条 会計年度任用職員の受ける給料及び報酬は、その職務内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に基づいたものであつて、かつ、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者（以下「常勤職員」という。）及び会計年度任用職員相互の間の権衡を考慮し、任命権者が定める。

第2章 フルタイム会計年度任用職員

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、給与条例別表第1に規定する行政職給料表を準用し、別表に定める会計年度任用職員給料表に掲げる職種の区分に応じて、適用するものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、第3条の規定に基づき、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、給与条例第7条の規定の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第11条の規定の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第8条 フルタイム会計年度任用職員の規則で定める特殊勤務手当については、給与条例第13条の規定の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第9条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例第14条第1項の規定の例による。この場合において、同項中「正規の勤務時間外に勤務すること」とあるのは「フル

タイム会計年度任用職員であって、定められた正規の勤務時間（以下この章において「正規の勤務時間」という。）外に勤務すること」と、「第16条」とあるのは「紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年紀南環境広域施設組合条例第 号）第11条」とする。

2 前項に定めるもののほか、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替等の場合における前項の時間外勤務手当については、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第10条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、常勤職員の例により給与条例第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日において、給与条例第15条の規定の例による。この場合において、同条中「第16条」とあるのは、「紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」とする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第11条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、第4条に規定するフルタイム会計年度任用職員の給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1年における休日の日数に相当するものとして規則で定める数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第12条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第20条の規定の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の制限）

第13条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の制限については、給与条例第21条の規定の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の一時差止め）

第14条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の一時差止めについては、給与条例第22条の規定の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が所定の勤務日において勤務しないときの給与の減額については、給与条例第26条の規定の例による。この場合において、同条中「第16条」とあるのは、「紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除）

第16条 フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除については、給与条例第29条（第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものを除く。）の規定を準用する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）のほか、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬及び休日勤務に係る報酬とする。

（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬）

第18条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額として定める。ただし、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は、日額又は時間額として定めることができる。

2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数

(第23条第1号において「パートタイム職員の除数」という。)を乗じて得た額とする。

- 3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、次項の時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に1年における休日の日数に相当するものとして規則で定める数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。
- 5 第2項及び前項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、第3条の規定に基づき、その者の職務の内容等に照らして第4条及び第5条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第19条 第17条に規定するパートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、前項に規定する報酬の支給方法については、給与条例第7条第2項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第20条 パートタイム会計年度任用職員であって、給与条例第13条第1項に規定する勤務(規則で定める特殊勤務に限る。)に従事した者には、特殊勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項の規定による特殊勤務に係る報酬の支給は、給与条例第13条第2項の規定により支給される特殊勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第21条 パートタイム会計年度任用職員であって、定められた正規の勤務時間(以下この章において「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた者には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で、正規の勤務時間を越えて勤務したもののうち、その勤務時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が常勤職員の勤務時間(規則で定める者にあつては、規則で定める時間とする。)に達するまでの間の勤務については、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。
 - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給される日を除く。)における勤務
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前項に定めるもののほか、週休日の振替等の場合における第1項の時間外勤務に係る報酬については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第22条 パートタイム会計年度任用職員であって、常勤職員の例により給与条例第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ

た者には、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の規定による休日勤務に係る報酬の支給は、給与条例第15条の規定により支給される休日勤務手当の例による。この場合において、同条中「第16条」とあるのは、「紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第18条第1項の規定により基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分にパートタイム職員の除数を乗じて得た数に1年における休日の日数に相当するものとして規則で定める数を乗じたものを減じたもので除して得た額

(2) 第18条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 第18条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条第4項の規定による基本報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第24条 パートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。)の期末手当については、給与条例第20条の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の制限)

第25条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の制限については、給与条例第21条の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の一時差止め)

第26条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の一時差止めについては、給与条例第22条の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が所定の勤務日において勤務しないときの報酬の減額については、給与条例第26条の規定の例による。この場合において、同条中「第16条」とあるのは、「紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条」とする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の規定による通勤に係る費用の弁償は、給与条例第11条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 前項の規定による旅行に係る費用の弁償は、紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第21号)の適用を受ける職員の例による。

第4章 雑則

(会計年度任用職員の給与の特例)

第30条 会計年度任用職員の職務の特殊性、任用の事情等を考慮して第4条から第27条までの規定による給与により難い場合においては、常勤職員及び会計年度任用職員相互の間の権衡を考慮し、当該会計年度任用職員の給与に関する事項は、任命権者が別に定める。

(死亡した会計年度任用職員の給与)

第31条 死亡した会計年度任用職員の給与については、給与条例第28条の規定を準用する。

(給与の口座振替)

第32条 会計年度任用職員の給与の口座振替については、給与条例第30条の規定を準用する。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

職種の区分	職務の級	号給
事務補助職	1級	1号給から5号給まで

備考 この表において、「事務補助職」とは、一般行政に係る定型的又は補助的な事務を行う規則で定める職種をいう。

1 定議案第 2 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 18 日 提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度等が設けられたことに伴い、所要の改正を行うものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料の月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年紀南環境広域施設組合条例第 号）第18条に規定する基本報酬の額）」を加える。

(紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第9条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員（」の次に「紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年紀南環境広域施設組合条例第 号）の適用を受ける者、」を加える。

第5条第2項中「第24条に規定する職員以外の」を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

1 定議案第 3 号

令和元年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 41,743 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,376,821 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 2 年 2 月 18 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,004,690	-59,005	945,685
	1 負担金	1,004,690	-59,005	945,685
2 国庫支出金		346,437	19,349	365,786
	1 国庫補助金	346,437	19,349	365,786
3 県支出金		33,560	-1,043	32,517
	1 県補助金	33,560	-1,043	32,517
5 繰入金		33,562	-1,044	32,518
	1 基金繰入金	33,562	-1,044	32,518
歳入合計		1,418,564	-41,743	1,376,821

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 衛生費		1,393,449	-41,743	1,351,706
	1 清掃費	1,393,449	-41,743	1,351,706
歳出合計		1,418,564	-41,743	1,376,821

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	清掃費	地域振興事業費負担金	7,200
	計	—	7,200

1. 歳入

1 款 分担金及び負担金

(単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 負担金	補正前の額 1,004,690 補正額 -59,005 計 945,685	2 衛生費負担金	-59,005	田辺市 新宮市 みなべ町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 串本町
計	補正前の額 1,004,690 補正額 -59,005 計 945,685			

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

(単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 衛生費国庫補助金	補正前の額 346,437 補正額 19,349 計 365,786	1 清掃費補助金	19,349	循環型社会形成推進交付金
計	補正前の額 346,437 補正額 19,349 計 365,786			

1. 歳入

3 款 県支出金 1 項 県補助金 (単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区	分	
1 衛生費県補助金	補正前の額 33,560 補正額 -1,043 計 32,517	1 清掃費補助金		-1,043 廃棄物処理施設整備等事業費補助金
計	補正前の額 33,560 補正額 -1,043 計 32,517			

5 款 繰入金 1 項 基金繰入金 (単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区	分	
2 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	補正前の額 13,562 補正額 -1,044 計 12,518	1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金		-1,044 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金
計	補正前の額 33,562 補正額 -1,044 計 32,518			

2. 歳出

3 款 衛生費 1 項 清掃費 (単位 千円)

目	予算額	補正額の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
1 広域最終処分場整備事業費	1,393,449 補正額 -41,743 計 1,351,706	18,306 国県支出金 地方債 0 その他 -1,044 一般財源 -59,005	15 工事請負費	-41,743	(P 22 参照)
計	1,393,449 補正額 -41,743 計 1,351,706	18,306 国県支出金 地方債 0 その他 -1,044 一般財源 -59,005			

工事明細表

(単位 千円)

事業名	工事内訳	場所	変更前		金額	変更後		増減額
			内容	金額		内容	金額	
広域廃棄物最終処分場整備事業	紀南広域廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事	稲成町 天王原・別庄	浸出水処理施設 処理能力 110m ³ /日			入札による減		
		元東	浸出水調整槽 機械設備工事 電気計装設備工事 配管設備工事 管理棟	350m ³ 一式 一式 一式				
		松原	建築工事 建築設備工事 計量施設 (H30～R2債務負担)	一式 一式 一式	316,743			275,000
								-41,743

1 定議案第 4 号

令和 2 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

令和 2 年度紀南環境広域施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,492,644 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 18 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,836,293
	1 負担金	1,836,293
2 国庫支出金		509,467
	1 国庫補助金	509,467
3 県支出金		39,544
	1 県補助金	39,544
4 財産収入		249
	1 財産運用収入	249
5 繰入金		107,089
	1 基金繰入金	107,089
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		2,492,644

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		602
	1 議会費	602
2 総務費		22,129
	1 総務管理費	22,129
3 衛生費		2,468,913
	1 清掃費	2,468,913
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		2,492,644

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
1 分担金及び負担金	1,836,293	1,004,690		831,603
2 国庫支出金	509,467	346,437		163,030
3 県支出金	39,544	33,560		5,984
4 財産収入	249	314		-65
5 繰入金	107,089	33,562		73,527
6 繰越金	1	0		1
7 諸収入	1	1		0
歳入合計	2,492,644	1,418,564		1,074,080

(単位 千円)

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源		その他	
				国県支出金	地方債		一般財源
1 議会費	602	606	-4	6	0	6	590
2 総務費	22,129	23,509	-1,380	92	0	93	21,944
3 衛生費	2,468,913	1,393,449	1,075,464	548,913	0	107,240	1,812,760
4 予備費	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 出 合 計	2,492,644	1,418,564	1,074,080	549,011	0	107,339	1,836,294

2. 歳入

1 款 分担金及び負担金		1 項 負担金		説 明	
		予 算 額	節 金 額		
目					
1 負担金	本年度	1,836,293	1 総務費負担金	田辺市	10,688
	前年度	1,004,690		新宮市	3,300
	比 較	831,603		みなべ町	554
				白浜町	2,970
				上富田町	2,042
				すさみ町	638
				那智勝浦町	1,304
				太地町	239
				古座川町	233
				串本町	1,565
			2 衛生費負担金	田辺市	856,855
				新宮市	258,045
				みなべ町	35,446
				白浜町	231,233
				上富田町	156,032
				すさみ町	42,203
				那智勝浦町	96,249
				太地町	9,925
				古座川町	9,368
				串本町	117,404
計	本年度	1,836,293			
	前年度	1,004,690			
	比 較	831,603			

(単位 千円)

2. 歳入

2 款 国庫支出金	1 項 国庫補助金		(単位 千円)	
	目	予算額	区分	金額
1 衛生費国庫補助金	本年度 前年度 比較	509,467 346,437 163,030	1 清掃費補助金	509,467
計	本年度 前年度 比較	509,467 346,437 163,030		
				循環型社会形成推進交付金

3 款 県支出金	1 項 県補助金		(単位 千円)	
	目	予算額	区分	金額
1 衛生費県補助金	本年度 前年度 比較	39,544 33,560 5,984	1 清掃費補助金	39,544
計	本年度 前年度 比較	39,544 33,560 5,984		
				廃棄物処理施設整備等事業費補助金

4 款 財産収入	1 項 財産運用収入		(単位 千円)	
	目	予算額	区分	金額
1 利子及び配当金	本年度 前年度 比較	249 314 -65	1 利子及び配当金	249
				施設整備事業基金積立金利子
				75
				廃棄物最終処分場運営適正化基金積立金利子
				174

2. 歳入

4 款 財産収入	1 項 財産運用収入		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		金 額	金 額	
計			249 本年度 314 前年度 -65 比 較			

(単位 千円)

5 款 繰入金	1 項 基金繰入金		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		金 額	金 額	
1 施設整備事業基金繰入金		1 施設整備事業基金繰入金	37,252 本年度 20,000 前年度 17,252 比 較		37,252	施設整備事業基金繰入金
2 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金		1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	69,837 本年度 13,562 前年度 56,275 比 較		69,837	廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金
計			107,089 本年度 33,562 前年度 73,527 比 較			

(単位 千円)

6 款 繰越金	1 項 繰越金		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		金 額	金 額	
1 繰越金		1 前年度繰越金	1 本年度 0 前年度 1 比 較		1	前年度繰越金

(単位 千円)

2. 歳入

6 款 繰越金	1 項 繰越金		予 算 額	節 分	金 額	説 明
	目	区				
計			1 0 1			
			本年度 前年度 比較			

(単位 千円)

7 款 諸収入	1 項 雑入		予 算 額	節 分	金 額	説 明
	目	区				
1 雑入			1 1 0			
			本年度 前年度 比較			1 雇用保険料自己負担分
計			1 1 0			
			本年度 前年度 比較			

(単位 千円)

3. 歳出

1 款 議会費		1 項 議会費		(単位 千円)			
目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明		
			区分	金額			
1 議会費	本年度 前年度 比較	国県支出金 地方債 その他 一般財源 590	1 報酬	243	議長報酬 副議長報酬 議員報酬 216		
			4 共済費	37	総合事務組合負担金 (非常勤職員公務災害補償分)		
			8 旅費	182	費用弁償		
			9 交際費	70	交際費		
			10 需用費	10	消耗品費		
			11 役務費	60	通信費		
			計	602 606 -4	国県支出金 地方債 その他 一般財源 590		

2 款 総務費		1 項 総務管理費		(単位 千円)	
目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
1 一般管理費	本年度 前年度 比較	国県支出金 地方債 その他 一般財源 21,944	1 報酬	1,844	監査委員報酬 (2人) 会計年度任用職員報酬 (1人) 管理者報酬 (1人) 副管理者報酬 (9人) 135
			2 給料	8,353	一般職給 (2人)
			3 職員手当等	5,100	扶養手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 558 76 650 2,199 1,357

3. 歳出

2 款 総務費 1 項 総務管理費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明	
			区分	金額		
					児童手当	260
4 共済費				3,014	公務災害補償基金負担金 総合事務組合負担金(非常勤職員公務災害補償分) 市町村職員共済組合負担金	12 5 2,997
8 旅費				58	費用弁償 普通旅費	31 27
9 交際費				70	交際費	
10 需用費				680	消耗品費 車両修繕料 車両燃料費	180 200 300
11 役務費				469	通信費 車両保険料 車検手数料 口座振替等手数料 健康検査手数料	230 45 50 120 24
12 委託料				295	警備保障管理委託料 システム保守委託料 公平委員会事務委託料	93 198 4
13 使用料及び賃借料				2,221	電子計算機及び付属器具借料 電子計算機借料 複写機借料 事務所借料 通行料 システム利用料 電話機借料	63 45 660 1,186 43 210
26 公課費				25	自動車重量税	14

3. 歳出

2 款 総務費 1 項 総務管理費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
計	本年度 前年度 比較 22,129 23,509 -1,380	国県支出金 地方債 その他 一般財源 92 0 93 21,944			

3 款 衛生費 1 項 清掃費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
1 広域最終処分場 整備事業費	本年度 前年度 比較 2,468,913 1,393,449 1,075,464	国県支出金 地方債 その他 一般財源 548,913 0 107,240 1,812,760	2 給料 3 職員手当等	13,983 9,696	一般職給 (3人) 扶養手当 通勤手当 管理職手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 管理職員特別勤務手当 児童手当
			4 共済費	4,889	公務災害補償基金負担金 市町村職員共済組合負担金
			8 旅費	390	普通旅費
			10 需用費	515	消耗品費 食糧費 車両修繕料 車両燃料費
			11 役務費	119	車両保険料
					88 4,801 85 50 80 300 13

3. 歳出

3 款 衛生費 1 項 清掃費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
					車検手数料 11
					健康検査手数料 25
					建築物確認申請手数料 70
			12 委託料	22,467	測量委託料 2,980
					工事施工監理委託料 16,587
					システム導入・設定委託料 2,900
			13 使用料及び賃借料	43	通行料
			14 工事請負費	2,380,200	(P 41 参照)
			18 負担金補助及び交付金	36,362	地域振興事業費負担金
			24 積立金	249	施設整備事業基金積立金 75
					廃棄物最終処分場運営適正化基金積立金 174
計	本年度 2,468,913 前年度 1,393,449 比較 1,075,464	国県支出金 548,913 地方債 0 その他 107,240 一般財源 1,812,760			

4 款 予備費 1 項 予備費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
1 予備費	本年度 1,000 前年度 1,000 比較 0	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 1,000		1,000	

3. 歳出

(単位 千円)

1 項 予備費

4 款 予備費

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
計	1,000 1,000 0	0 0 0 1,000	国県支出金 地方債 その他 一般財源		

給 与 費 明 細 書

(単位 千円)

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 与	期末手当	その他の手当			
本年度	長 等	153				153		
	議 員	243				243		
	その他の特別職	90				90		
	計	486				486		
前年度	長 等	153				153		
	議 員	243				243		
	その他の特別職	90				90		
	計	486				486		
比 較	長 等	0				0		
	議 員	0				0		
	その他の特別職	0				0		
	計	0				0		

2 一般職

(単位 千円)

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当			
本年度	5(1)	1,601	22,336	14,796	7,798	46,531	
前年度	5(0)	0	22,816	14,350	7,531	44,697	
比 較	0(0)	1,601	-480	446	267	1,834	

※()内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

(単位 千円)

区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	管理職特別 勤務手当	児童手当
前年度	1,572	236	0	1,420	1,250	10	5,677	3,797	28	360
比 較	-102	-50	0	0	400	0	58	0	0	140

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与と費			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
本年度	5(0)		22,336	14,574	7,499	44,409	
前年度	5(0)		22,816	14,350	7,531	44,697	
比較	0(0)		-480	224	-32	-288	

※()内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	管理職特別 勤務手当	児童手当
前年度	1,572	236	0	1,420	1,250	10	5,677	3,797	28	360	
比較	-102	-50	0	0	400	0	-164	0	0	0	140

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与と費			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
本年度	0(1)	1,601	0	222	299	2,122	
前年度	0(0)	0	0	0	0	0	
比較	0(1)	1,601	0	222	299	2,122	

※()内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区分	期末手当
	本年度	222
	前年度	0
比較		222

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減額事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	-480	昇給に伴う増加分	270	平均昇給率 0.21%
		その他の増減分	-750	
職員手当	446	制度改定に伴う増減分	100	勤勉手当 6月支給分 0.95月分 (旧0.925月分) 12月支給分 0.95月分 (旧0.925月分)
		その他の増減分	346	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	区分	
	平均給料月額 (円)	一般行政職
令和2年 1月1日	371,480	371,480
現在	422,720	422,720
	平均年齢	47歳10月
平成31年 1月1日	379,000	379,000
現在	431,780	431,780
	平均年齢	50歳7月

イ 初任給

区分	一般行政職	国の制度
高校卒	150,600	150,600 一般職 (高卒)
大学卒	182,200	182,200 一般職 (大卒)

(級別の標準的な職務内容)

区分	一般行政職
7級	部長の職務
6級	課長の職務
5級	困難な業務を行う係長の職務
4級	係長の職務又は困難な業務を行う主査の職務
3級	主査の職務
2級	主事の職務
1級	事務員の職務

エ 昇級

区分		一般行政職
本年度	職員数	(A) (人) 5
	昇給に係る職員数	(B) (人) 4
	号給数別内訳	4号給 (人) 4
	比率(B)/(A)	(%) 80.0%
前年度	職員数	(A) (人) 5
	昇給に係る職員数	(B) (人) 4
	号給数別内訳	4号給 (人) 4
	比率(B)/(A)	(%) 80.0%

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年 1月1日 現在	7級	1	20.0%
	6級	1	20.0%
	5級	1	20.0%
	4級	1	20.0%
	3級	1	20.0%
	2級		
	1級		
	計	5	100.0%
平成31年 1月1日 現在	7級	1	20.0%
	6級	1	20.0%
	5級	2	40.0%
	4級		
	3級	1	20.0%
	2級		
	1級		
	計	5	100.0%

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2.250	2.250	4.50	有	
前年度	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.250	2.250	4.50	有	

カ その他の手当

区分	国の制度 との異同	差異の内容	
		組合	国
扶養手当	同じ		
住居手当	同じ		
通勤手当	異なる	交通用具使用者 通勤距離及び交通用具の種別に応じて支給 自動車 2,100円～55,000円 自動車以外の交通用具 1,500円～25,400円	交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円

工事明細表

(単位 千円)

事業名	工事内訳	場所	内容	金額
広域廃棄物最終処分場整備事業	紀南広域廃棄物最終処分場埋立処分地建設工事	稲成 天王原・別庄	切土工 盛土工 遮土工 貯留構造物 浸出水調整槽 アスファルト舗装工 防災調整池工 (H30～R 2 債務負担)	233,000 ^m ₃ 222,000 ^m ₃ 28,245 ^m ₂ 58 ^m 13,950 ^m ₃ 14,070 ^m ₂ 5,300 ^m ₃
		元東 松原		
計 2 件	紀南広域廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事	稲成 天王原・別庄	浸出水処理施設 処理能力 浸出水調整槽 機械設備工事 電気計装設備工事 配管設備工事 管理棟	110 ^m ₃ /日 350 ^m ₃ 一式 一式 一式
		元東 松原	建築工事 建築設備工事 計量施設 (H30～R 2 債務負担)	一式 一式 一式
計 2 件	2,380,200			1,255,360